

The Developing Process of Austrian Kindergartens after World War II

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/685

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



戦後オーストリアにおける幼稚園の発展過程

田 中 達 也

はじめに

本稿では、第2次世界大戦後のオーストリアにおける幼稚園をはじめとする就学前教育機関の発展過程について述べる。本稿の目的は、就学前教育機関の戦後の再建過程を分析することによりオーストリアの独自性を明らかにすることである。この研究の背景は、オーストリアでは幼稚園教諭・保育士が高等教育段階ではなく、後期中等教育段階の「幼稚園教育学校（Bildungsanstalt für Kindergartenpädagogik, BAKIP）」で養成されていることである。それに対して日本では、大学・短期大学・専門学校専修課程といった高等教育機関で養成が行われている。高等教育機関では、教育活動よりも研究活動の方が重視されているのに対し、後期中等教育機関では研究活動よりも教育活動の方が重視されている。そのことが日奥間の幼稚園に関する先行研究の差に直結している。しかし、オーストリアの就学前教育機関を評価するためには、先行研究だけではなく、教員の質や教育・保育内容といった幅広い視点で行う必要がある。

本稿の構成は、1章で現在のオーストリアの就学前教育制度の概要について述べる。2章では戦後の復興過程と、幼稚園・保育所に関して全オーストリアではじめて議論された1948年ウィーン会議⁽¹⁾について詳述する。3章ではオーストリア南部のケルンテン州を例に幼稚園の立法化過程について述べる。

オーストリアの幼稚園をはじめとする就学前教育機関の先行研究は、極端に少ない。本稿の引用文献は、①「オーストリアの教育制度 第5巻（Geschichte des österreichischen Bildungswesens Band 5）」⁽²⁾、②「ケルンテン州における幼稚園制度（Das Kindergartenwesen in Kärnten）」⁽³⁾、③「幼稚園教育についての現在の疑問（Gegenwartsfragen der Kindergartenziehung）」⁽⁴⁾の3つである。①は、エンゲルブレヒト（Helmut Engelbrecht）が古代から1988年までのオーストリア教育史をまとめたシリーズ本である。この中で就学前教育（Vorschule）の箇所のみを引用する。②については、幼稚園制度の成立過程についてまとめられている文献はケルンテン州だけであるため引用した。③は、1948年ウィーン会議の後に、幼稚園制度の確立を委託されたニーグル女史（Agnes Niegler）が様々な関係者から幼稚園に関する意見をまとめた

書物である。

1. オーストリアにおける就学前教育機関

まず、オーストリアにおける就学前教育機関の管轄について述べる。日本では幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省と決まっているのだが、オーストリアでは就学前教育機関は全て連邦社会保障・世代・消費者保護省（Bundesministerium für soziale Sicherheit, Generationen und Konsumentenschutz）という厚生系の省が管轄している⁽⁵⁾。ただし、連邦政府による所管は形式的なものであり、実際の認可・監督は各州・ウィーン市政府が担っている。

オーストリアで公的に就学前教育機関（institutionelle Kinderbetreuung）と認められるための基準は、以下の7つである⁽⁶⁾。

- ① 規則的かつ1年中子どもを保育する
- ② 園の運営に公的な支援が与えられている
- ③ 事前に職業訓練を受けた職員が保育活動を行っている
- ④ 保育活動に両親が加わらない
- ⑤ 最低でも1年当たり30週間の保育が必要
- ⑥ 最低でも1週間当たり4日間の保育が必要
- ⑦ 最低でも1週間当たり15時間の保育が必要

例えば、首都ウィーン市では、この7つの条件を満たす就学前教育機関は、以下の4つである⁽⁷⁾。

- ① 託児所（Krippen）：幼児託児所，乳児院からなる。0歳から3歳までの乳児が対象となり，保育職員（Betreuungspersonal）によって保育活動が行われる。そこでは子どもの希望が尊重され，自らの才能を伸ばすための空間が作られている。開所時間は，6時30分から17時30分までであるが，家庭事情を考慮して6時から18時まで開園することも可能である。
- ② 幼稚園（Kindergarten）：一般幼稚園，統合幼稚園，特殊幼稚園，実習幼稚園からなる。3歳から6歳まで⁽⁸⁾の幼児が対象となる。幼稚園教諭（Kindergartenpädagoginnen und Kindergartenpädagogen）は，1日の保育活動の準備を行い，その中で幼児が十分な経験を積み，必要な知識を取得できるようにする。幼稚園の開園時間は，6時30分から17時30分までであるが，家庭事情を考慮して6時から18時まで開園することも可能である。
- ③ 保育所（Horte）：一般保育所，統合保育所，特殊保育所，実習保育所，その他からなる。

保育所が対象とするのは、両親が共働きで、国民学校 Volksschule（4年制の初等教育機関）に通う6歳から10歳までの児童である。開所時間は、11時から17時30分までであるが、保育活動が本格的に始まるのは学校終了後に子どもたちが保育所に来る時間である。保育士（Hortpädagoginnen und Hortpädagogen）の仕事は、児童の宿題を手伝うことや、一緒に自由時間を過ごすことである。

- ④ 年齢混合保育施設（altersgemischte Kinderbetreuungseinrichtungen）：日帰り保育施設等からなる。0歳から国民学校4年生（日本の小学校4年生に相当）までの子どもを対象とする施設である。

オーストリアの幼稚園は、日本の幼稚園と保育所の性格を併せ持っている。また、保育所は日本の学童保育施設に近く、託児所・年齢混合保育施設は社会福祉施設に近い。保育所・託児所・年齢混合施設が就学前教育制度に含まれている点が日本とオーストリアとの大きな違いである。

また、成立時期もその違いを裏付けている。日本では、1899（明治32）年に制定された『幼稚園保育及び設備規程』により幼稚園が法的に規定されて以来、幼稚園のみが就学前教育機関として認められてきた。それに対して保育所は戦後の1965（昭和40）年に『保育所保育指針』が定められることにより法的に成立した。その一方で、オーストリアで幼稚園・保育所が法的に成立したのは、1872年に教育文化省（Ministerium für Kultus und Unterricht）が出した政令（Ministerialerlaß）「幼稚園と類似施設の件（Betreff der Kindergärten und damit verwandten Anstalten）」である。

2. 第2次世界大戦からの幼稚園の復興とウィーン会議

(1) 当時のオーストリアの状況

現在のオーストリア（第2共和政）は、1955年に成立したのだが、それに至る歴史は非常に複雑である。1918年にオーストリア＝ハンガリー帝国が崩壊し、第1次世界大戦後の1919年にサン＝ジェルマン条約が締結され、領土を約4分の1に縮小された上でオーストリア第1共和政が成立した。第1共和政は政治的に不安定で、ドイツとの合併を望む意見が強まったこともあり、1938年にナチス＝ドイツに併合され消滅した。1945年に第2次世界大戦が終了しドイツが降伏すると、オーストリアはドイツから切り離されて連合国4か国（アメリカ・ソ連・イギリス・フランス）による分割占領のもとでオーストリア臨時政府が成立し、1955年まで続いた。オーストリアの歴史をまとめると以下のようなになる。

- ① オーストリア＝ハンガリー帝国時代（1867-1918年）：1867年のオーストリア＝ハンガ

リー和協の成立により誕生。

- ② ドイツ・オーストリア共和国時代（1918-19年）：帝国滅亡後，サン＝ジェルマン条約が締結されるまでの移行政権。
- ③ オーストリア第1共和政時代（1919-38年）：国名からドイツが削除された上で成立。
- ④ ドイツ併合時代（1938-45年）：ドイツによる合併後，非オーストリア化政策が推し進められ，旧オーストリアはオストマルク州と名称変更された。その後，オストマルク大管区，ドナウ＝アルプス大管区に名称変更された。
- ⑤ オーストリア臨時政府時代（1945-55年）：ドイツから切り離される形でオーストリアが成立した。この臨時政府は，東西両陣営（アメリカ・ソ連）の意向に配慮しながら政権を担っていた。
- ⑥ オーストリア第2共和政時代（1955年以降）

(2) 臨時政府時代における幼稚園の復興過程

幼稚園の復興過程は，その特徴を4つにまとめることが出来る。1つ目は幼稚園の急増，2つ目は幼稚園に対する公的機関の関与の増大，3つ目は教育内容の変化，4つ目は幼稚園教諭養成教育の改善である。

まず第1の幼稚園の急増について。1946年に，オーストリアには558園の幼稚園が運営され，幼児は36,181人在籍していた。第1共和政時代最終年の1938年には926園の幼稚園が設置されていたことと比べると約6割近くまで減少していることがわかる。しかし，1949年には幼稚園の数は，1,054園（幼児数は60,387人）に倍増し，1938年の水準を超えた⁽⁹⁾。これによって，戦後早い段階で幼稚園の復興が進んだことがわかる。

第2の幼稚園に対する公的関与の増大について。歴史的に，幼稚園の発展を支えてきたのは，州（地方）政府，市町村，教会，団体，個人であった。戦後の復興もこれらの組織が担っていた。しかし，連邦政府（国家）が連邦立の女子中等学校に附属幼稚園を設置することを通して，次第に幼稚園への関与を強めるようになった。公立幼稚園と私立幼稚園の割合は，1952年時点で前者が58.6%，後者が41.4%になり，公立が6割近くまで増加した。その結果，幼稚園の大部分が通年制となり，地方に設置されていた季節幼稚園（Saisonkindergärten）や大都会に設置されていた夏幼稚園（Sommerkindergärten）は約5%にまで減少した⁽¹⁰⁾。

第3の幼稚園の教育内容の変化について。戦後10年間で幼稚園の教育内容は，これまでのように幼稚園教諭が1日の活動の流れを決められた通りに効率的に遂行することよりも，幼児が自分に合った活動を取捨選択出来るようになった。当時の幼稚園教育では，子どもが労働と実生活を経験する機会が不足していたため，実生活に近い遊び場（裁縫部屋，建設用地，屋台，台所，

洗濯室、人形部屋等）が作られ、実践された。このような要望は、現場の幼稚園長によって出され、新しい教育活動の試みが始められた。

第4の幼稚園教諭養成機関の教育内容の改善について。第1共和政時代に都市部に2年制の幼稚園教諭養成機関が初めて設立されたのだが、1933年に幼稚園教諭の希望者が少なかったため廃止された⁽¹¹⁾。そして、戦後に幼稚園の数が急増し教諭が不足する事態が発生すると、養成教育が再開された。しかし、戦後の幼稚園の教育内容の改革に対応するためには、従来の2年間の職業訓練だけでは不十分であった。そこで、1956年に幼稚園教諭養成の期間を2年間から3年間に延長する試みが始まった。1957年に新しいカリキュラム及び時間割が公表された。そこでは、

- ① 一般教育科目が重視されて、外国語科目が選択科目になった、
- ② 職業学（Berufskunde）や実践的な教育活動の授業が設けられ、全106時間中22時間が充てられた、
- ③ 筆記試験（教育学とドイツ語）と口述試験（幼稚園の3つの活動内容から選択）からなる修了試験が導入された⁽¹²⁾。

しかしながら、このような試験的な取り組みがオーストリアで広がっていくのは、1970年代初頭まで待たなければいけなかった。なぜならば、当時は幼稚園の拡充や保育内容の改善で手一杯で、幼稚園教諭の養成教育にまで手が回らなかったためである。

(3) 1948年ウィーン会議

臨時政府時代に全オーストリア（連邦単位）で幼稚園改革について議論された機会は、3回あった。1回目は、1948年ウィーン会議で、2回目は1950年出版の「現在の幼稚園教育の問題」であり、3回目は1950年に公表された「幼稚園研究I・II（Kindergartenstudien I und II）」という映画である⁽¹³⁾。

1948年6月に、ウィーンで連邦教育省（Bundesministerium für Unterricht）が主催し、幼稚園改革について議論する会議が開催された。当時は、連合国によってオーストリアが分割占領されていた時代であるが、占領地帯を越えて全ての州政府代表者、州視学官、公立・教会立・私立の幼稚園の代表が招待された。

1948年ウィーン会議で最初に議論されたことは、幼稚園を他の学校と同様に義務教育化するかどうかであった。会議では、「家庭を補足する教育機関としての幼稚園の概念から推察すると、最も良い幼稚園形態は教育の重点を家庭のそばにとどめることである」とされた上で、①幼稚園への通園を義務化することは認められない、②半日制の幼稚園は可能な（möglich）ものとして、全日制の幼稚園は必要不可欠な（notwendig）ものとして多く設立されるべきである⁽¹⁴⁾、という結論が出された。①は、幼稚園が義務教育機関にされなかったことを示している。もし幼稚園

を義務教育化すると、家庭との接続機関としての機能が失われることになるためである。②については、半日制幼稚園よりも全日制幼稚園の方に重きを置いていることがわかる。

2つ目の議題は、幼稚園に入園する子どもの年齢であった。3歳から学校が始まるまでの期間が「幼稚園対象年齢 (Kindergartenalter)」⁽¹⁵⁾と見なされた。会議では3歳の子どもを幼稚園に通わせるのは、苦しい状況にある家庭教育を補償するためであるのに対して、最も年長の5歳から6歳までの子どもは、幼児教育から学校教育への移行期と考えられた。

3つ目の議題は、都市と地方との格差であった。具体的には、幼稚園の設置があまり進んでいない地方の子どもの心理状態に関する正確な調査、子どもの成長を考慮した自由遊びと誘導遊びの配分、都市と地方との違いを考慮した遊びと活動の配分が会議では議論された⁽¹⁶⁾。

4つ目は、幼児教育と学校教育との関係であった。つまり、肉体的・精神的に問題を抱えた子どもが幼稚園から小学校に移行する際にどのような補助が必要となるかということである。会議では、もし子どもが問題を抱えた場合にはこれまでのようにかかりつけの医者が関与するだけでなく、幼稚園や国民学校に心理士を設置する必要があるとした。

5つ目は、幼稚園教諭の養成であった。幼稚園教諭の養成教育は、当時全オーストリアで共通していて、教育内容は一般教育学、心理学、幼稚園教育学からなっていた。しかし、都市の幼稚園と地方の幼稚園とでは、求められる内容が異なるため、それぞれに適した配慮が必要であるとしている。

最後を締めつけたのは、宗教である。宗教は、全ての年齢の教育活動の核心であり、幼稚園教育においてもそうあるべきとしている。

以上のように1948年ウィーン会議は、オーストリア各地から幼稚園関係者が集まって議論されたことから、具体的に議論をされたとしても、結論は抽象的な内容にならざるを得なかった。

(4) 会議後の課題

1948年ウィーン会議の結果、以下の11点の課題が残された⁽¹⁷⁾。

- ① 時代に合った幼稚園法の基礎を作成すること
- ② 全オーストリアで就学前教育機関について統計すること
- ③ 幼稚園を監督する機関を創設すること
- ④ 幼稚園教諭・保育士の養成教育を新しく確立すること
- ⑤ これまでオーストリアの教員養成システムの一部として扱われてきた幼稚園教諭養成機関をシステムから独立させた上で、その管理を別に任せること
- ⑥ 特殊幼稚園（身体的・肉体的に障害を持つ幼児のための園）の教員養成を始めること

- ⑦ モンテッソーリ協会、幼児教育の世界組織である世界幼児教育機構（OMEP）、ユネスコ（UNESCO）といった国際機関との関係構築を開始すること
- ⑧ 財政的に困窮している幼稚園が存続できるようにすること
- ⑨ 幼稚園教諭の資格試験を行うコースを開設すること。その対象となったのは、ドイツ併合時代に個人が設立した幼稚園や数年間無資格で運営されていた幼稚園の教諭であった。コースの開設は、このような幼稚園で働いていた人々が継続的に活動することを可能にするためであった
- ⑩ 公立や私立の幼稚園と協力しながら、幼稚園・保育所の様々な活動を支援すること
- ⑪ 国内外の国際的なイベントや継続教育機関で主導的な役割を果たす幼稚園教諭を育てること

連邦教育省だけでは、これらの課題に対応することは困難であったため、ニーグル女史（1908-2008）に解決を委託した。ニーグルは、1948年に連邦教育省における幼稚園部門の責任者になった人物であるが、幼稚園に関する2つの経歴がある。1つは、彼女が1932年に私立の教員養成機関に入学し、幼稚園教諭の資格を取得したことである。もう1つは、ニーグルがテルニッツ（現オーストリア北西部）にカトリック系の幼稚園を開設し、7か月間運営したことである⁽¹⁸⁾。彼女は、その後連邦教育省の立場から幼稚園教諭・保育士養成制度の確立に尽力し、その意向が1962年成立の学校組織法に反映されることになった。その一方で、幼稚園法の作成は各州に任されることになった。次の章では、ケルンテン州における事例を見ていく。

3. ケルンテン州における幼稚園の立法化過程

(1) 幼稚園への財政援助の開始（1945年～1949年）

オーストリア南部のケルンテン地方は、歴史的にケルンテン公国と呼ばれていた。1918年の帝国崩壊後に領土の一部をユーゴスラヴィア（現在のスロヴェニア）に割譲された上で、1919年に第1共和政のもとでケルンテン州が成立した。しかし、わずか19年後の1938年にオーストリアがドイツに併合されると、ケルンテン州はオストマルク州の一部になり消滅した。そして、第2次世界大戦後にオーストリア臨時政府が成立したことによりケルンテン州は復活したのである。

ケルンテン州議会で戦後最初に幼稚園についての議論が始まったのは、1946年である。当時は、中道左派のオーストリア社会党（SPÖ）と中道右派のオーストリア国民党（ÖVP）との連立政権であり、社会党のピーシュ（Hans Piesch）が州首相（Landeshauptmann）を務めていた⁽¹⁹⁾。ピーシュ政権（1945-1949）の州議会で議題に上がっていたのは幼稚園に州政府が財政補

助を行うか否かであった。

まず、社会党は、幼稚園に対する財政援助の必要性を強調し、ある議員は以下のように幼稚園教諭の重要性を述べた。

それ（幼稚園への財政的援助）は、単に教育の領域だけではなく、労働に従事している母親に対する価値の高い援助でもあります。この援助がなければ、子どもたちは通りで危険にさらされるでしょう。目下のところ、ケルンテンには多くの経験を積んだ幼稚園教諭がいます。しかし、彼女たちは失業した状態です。見方を変えれば、幼稚園に対する大きな需要が存在するという点でもあります⁽²⁰⁾。

それに対して、第2党の国民党議員は以下のように述べて、幼稚園が将来的に重要なものとは見なしていなかった。

幼稚園は、深刻な社会的状況を踏まえると、必要性はあるでしょう。というのも母親が残念ながら家庭の生活費を稼がなければいけませんから。幼稚園は、理想的な教育機関というよりも非常措置、つまり「社会の傷に対する絆創膏^{ばんそうこう}」です。母親が家庭内で子どもの教育を自由に行うことが健全な社会です。幼稚園教諭は、最低限の子どもを教育を補償するための臨時雇いでもあるのです⁽²¹⁾。

2つの政党の意見は、真っ向から対立している。社会党は、子どもが健全に育つために幼稚園が必要なものと捉えると同時に、女性の社会進出を支援するためにも幼稚園への財政支援が必要と考えていた。それに対して、国民党は世界大戦による破壊状態から再建するために、都市部では幼稚園が一時的に必要としたのだが、健全な社会に戻れば幼稚園の必要性はなくなり、今までのように母親が家庭で子どもを自由に育てるべきと考えていた。現在の視点から見ると、国民党の考え方は時代遅れの考え方に見える。しかし、当時は幼稚園といった就学前教育機関が積極的に設立されていたのはウィーンをはじめとする都市部に限られており、地方の農村部では幼稚園に対する拒否感が強かったのである。この対立は、都市（社会党）と地方（国民党）との意見対立と言い換えることも出来るであろう。

しかしながら、ケルンテン州議会で最も多くの議席数を持っていたのは社会党であったため、社会党が主導する形で幼稚園への財政援助が決まった。2党間で議論が行われた結果、1947年1月1日に州政府が新年度の予算案を発表した。その中で、財政力の弱い公立幼稚園に10万シリングの補助金を出すことが盛り込まれた。その理由は、「どの市町村（ゲマインデ Gemeinde）⁽²²⁾

も健全な財政状態で幼稚園を維持していないため、小規模の補助金を認めることとする。ただし、主要な財政負担は市町村が担う必要がある」⁽²³⁾ ことであった。

予算の成立後、州政府は全ての幼稚園経営者に回状を出し、幼稚園制度の新体制を財政的に保証することを示した。回状では、集団の大きさ、開園時間、休暇規則の他に以下の3点が記されていた。

- ・1872年6月22日に教育文化省が出した指令を法律上の根拠と見なす。この規則は、オーストリアで初めて幼稚園とそれに準ずる教育機関に対して出された規定である。
- ・幼稚園業務は、1947年5月9日に出されたケルンテン州議会の決議により、社会行政部門（州青年局）に所管される。
- ・新しく幼稚園を開園するためには、オーストリア共和国で有効な能力の証明書を持った幼稚園教諭のみが幼稚園の指導者になることが認められる。新設の幼稚園を承認する条件も同様である⁽²⁴⁾。

3点目は、読みにくい内容だが、幼稚園教諭の資格を持つ者のみが幼稚園の管理者になることができ、新しく幼稚園を開園することができるということである。これは、現在では当然のことであるが、当時の混乱していた社会状況を踏まえると、一部で資格を持っていない者が幼稚園の開設・運営を行っている事例があったのではないかと考えられる。

1947年6月7日に州都クラゲンフルトで「ケルンテン幼稚園教諭会議」(Tagung der Kindergärtnerinnen Kärntens)が開催され回状の内容について議論が行われた。その結果、1945年以降、以前の幼稚園(第1共和政時代に開設され、ドイツ併合時代に閉鎖された幼稚園)と、ドイツ併合時代にナチス組織(国家社会主義の福祉事業 Nationalsozialistische Volkswohlfahrt, NSV)によって開設された幼稚園がともに再開することが認められた。

(2) 幼稚園の発展に向けた動き (1949年～1965年)

ピーシュ政権では、州政府が幼稚園に対して財政支援をすることや、社会行政局の回状による幼稚園制度の整備を行った。1949年に、社会党のヴェーデニヒ(Ferdinand Wedenig)に州首相が交代し、社会党・国民党・独立連盟(WdU)⁽²⁵⁾による連立政権が成立した。ヴェーデニヒ政権(1949-1965)で行われた幼稚園の発展に向けた動きは、3つであった。

1つ目は、幼稚園に対する補助金の増額である。そのきっかけは、1953年12月1日の州財政委員会において、5人の議員が幼稚園への財政援助の増額を求める動議を提出したことである。その後、12月18日に州議会において、翌年に幼稚園への補助金を20万シリングに倍増することを満場一致で決議した。さらに、1955年予算案では、補助金が40万シリングに倍増された⁽²⁶⁾。このようにヴェーデニヒ政権では幼稚園への補助金の増額を積極的に行ってきたものの、市町村

に幼稚園の新設を促すような支援額ではなかった。というのも、当時は市町村や個人の出費だけで幼稚園を開設するだけの資金を調達できなかったからである。

2つ目は、州首相のヴェーデニヒが幼稚園の立法化を要請したことである。1956年に、ヴェーデニヒは「幼稚園の創立・維持・廃止についての法律」の構想の作成を依頼した。誰に依頼されたのかは不明であるが、引用文献③は青少年福祉局と推測している⁽²⁷⁾。しかしながら、その構想の作成が実現することはなかった。当時、オーストリア第2共和政が開始されたばかりで、連邦政府は新憲法や新教育法の準備を行っており、連邦が幼稚園制度にどの程度の権限を持つかが明確ではなかったのである。仮にケルンテン州で新しい幼稚園に関する法律が構想されたとしても、連邦政府の権限に抵触する可能性があったため、動きが事実上頓挫したのである。

3つ目は、収穫期幼稚園の始動である。1950年代に収穫期幼稚園(Erntekindergärten)が設置された。この幼稚園は、5月1日から10月31日に、毎日8時から18時まで開園された。設置の背景にあるのは、当時農業労働力が不足し毎年観光客が増加していたため、母親や幼稚園教諭が1年中子どもの面倒を見ることは出来ないという事情があったからである。州社会福祉局が問題視したのは、収穫期幼稚園の経営者が幼稚園教諭・職員を自由に採用していたことである。ちなみに、市町村が採用に関与することが出来たのは、幼稚園の助手と栄養士だけであった。

ヴェーデニヒ政権は、幼稚園への支援を積極的に行き、立法化の準備まで行き、後は連邦政府の出方を待つのみであった。しかしながら、州の財政支援で設立された収穫期幼稚園では、市町村の関与が限定されているという問題も浮き彫りになった。

(3) ケルンテン州における1968年幼稚園法の成立

1962年にオーストリア第2共和政の新憲法が成立し、幼稚園と保育所については第14条に「幼稚園制度と保育所制度(Kindergartenswesen und Hortwesen)」と記載された。しかし、言及されたのはこの条文のみであった。これは連邦単位では幼稚園・保育所の規定については定めないで各州に就学前教育機関の立法化を委ねるということを意味していた。

その一方で、連邦の法律で定められたこともある。それは、幼稚園教諭・保育士の養成についてである。1962年に制定された学校組織法(Schulorganisationsgesetz)において、第94条から第101条までにそのことが記されている。幼稚園教諭・保育士養成機関は、「幼稚園教育のための学校(Bildungsanstalt für Kindergartenpädagogik, 通称BAKIP)」であり、幼稚園教諭・保育士資格を取得すると同時に大学入学資格も取得することのできる後期中等教育機関である⁽²⁸⁾。

以上のような連邦政府の動きが一段落した後に、ケルンテン州において幼稚園の立法化に向けた動きが始まった。当時は、社会党のジマ(Hans Sima)による国民党・自由党との連立政権

(1965-1974)であったのだが、法律の作成過程に携わったのは、幼稚園を所管する13課であった。1967年に法案作成作業が始まり、1968年に「1968年ケルンテン幼稚園法(Kärntner Kindergartensgesetz 1968)」として公表された。13課の専門家は、幼稚園への訪問、幼稚園経営者・幼稚園教諭・両親との討論、統計調査に対する評価を行った。以下の点は、議論となった10のポイントである。

- 幼稚園、幼稚園の場所、地方への拡大の保障。幼稚園の需要や住民の希望を聞いたうえで、幼稚園を各地方に設置する必要がある。教育的な理由から、幼稚園は仕事を持つ母親の子どもだけではなく、仕事を持たない女性の子どもの受け入れる必要がある。幼稚園を国民学校に行く前に子どもが通う教育機関とするため、全日制幼稚園だけではなく定時制幼稚園もこの対象になった。
- 建物、職員、集団当たりの子どもの数に関して新しい法規の作成を開始する。というのも幼稚園を評価する際、園で行われる作業や目標の達成に必要とされる条件で様々な考え方があったためである。
- 幼稚園の改築、再建、新設に対する融資。市町村や教会組織は、融資について過大な要求を行い、幼稚園経営者も州による財政的支援を要求した。このような要求が当時幼稚園制度の発展を主張する人々によって述べられていた要求「全ての子どもを幼稚園へ(Jedem Kind einen Kindergartenplatz)」と一致し、幼稚園の作業が新しい科学的な認識に合っているのであれば、州による財政的支援の引き上げは不可避である。
- 社会における子どもや家庭の状況を考慮した上で、幼稚園における教育内容について検討する。
- 幼稚園における作業を義務づけるためにカリキュラムをどのように改正するのかについて議論を行った。
- 教育的な潮流に対する批判的な観察や意見。
- 実証しながら、新しい考え方を幼稚園の作業に反映させる。
- 子どもの全人格に対して個別に支援する。
- 遊びを通して発達に応じた指導を行うとともに、必要とされる能力の獲得を援助する。
- 公立・私立幼稚園の計画・設立・開始に関する審議を行った⁽²⁹⁾。

この中で一番重要なのは、最初の3点である。1点目は、幼稚園の拡大であり、全ての子どもに幼稚園に通う機会を与えようとするものであった。それまで両親が共働きの子どものみを幼稚園が受け入れてきたのだが、専業主婦の子どもにも幼稚園に通うことを勧めることで、幼稚園をより教育機関に近い性格にすることを目指していることがわかる。2点目は、多様な幼稚園への対応の仕方である。園によって教育方針が異なるため、法律が改正された場合でも柔軟に対応で

きるように考慮しなければならないということを意味している。3点目は、幼稚園が全ての子どもを受け入れるためには、州による財政支援を増やし幼稚園の改築・新設をしなければならないと考えられていた。1968年から1975年の間、オーストリア経済は成長が続いたため、幼稚園に対する援助や新設が積極的に行われた。

1968年幼稚園法は、3章18条からなっていた。第1章は、13条からなり、順に適用範囲、課題、認可、建物と施設、保有者、設立の認可、幼稚園規則、企業への認可、子ども集団、幼稚園教諭と園長、青少年福祉事業への協力、監督、閉鎖であった。第2章は、保育所についての規定で、課題と適用の2条からなっていた。第3章は、処置規程、経過規程、終了規程の3条であった⁽³⁰⁾。その後も議論は続き、1975年に幼稚園法が改正されたことにより幼稚園制度の立法化が終了した⁽³¹⁾。

おわりに

本稿では、戦後オーストリアにおける就学前教育機関（幼稚園制度）の発展過程について述べた。その中で明らかになったことは、4点ある。1つ目は、幼稚園の定義である。日本では、法的には幼稚園の1日の在園時間が4時間、保育所の1日の在所時間が8時間とされている。しかし、オーストリアではそのような区別はなく、日本の幼稚園の性格に近いのが半日制幼稚園、保育所の性格に近いのが全日制幼稚園である。

2つ目は、Hortの扱いである。ドイツ語圏では就学前教育機関を“Kindergarten und Hort”と表現されることが多いことから、幼稚園と保育所と訳した。しかし、Hortの内容は、日本では、文部科学省所管の「放課後児童クラブ」や厚生労働省所管の「放課後子ども教室」といった学童保育施設に相当する。Hortを辞書で調べると、「託児所」、「避難所」、「保育園」といった単語が出てくる。ドイツ語のKrippeが託児所に近く、避難所も適切ではない。Hortの本来の意味からすると、「学童保育所」が適切であるが、その場合「保育士」も「学童保育士」としなければならなくなる。そのため、消去法的に保育所にせざるを得なくなるのである。このように、日本とオーストリア（ドイツ語圏）では、幼稚園・保育所の意味が全く異なるので今後この用語を使用する際には注意が必要である。

3つ目は、1948年ウィーン会議である。この会議は、連邦教育省が主催していることから、幼稚園を義務教育制度に組み込もうとする意図があったのかもしれない。しかし、ケルンテン州をはじめとする各州では社会行政部門や社会福祉部門が幼稚園を所管していたことや、義務教育機関になると家庭との関係が薄くなると幼稚園現場が考えたことから、「家庭のそばにとどまるべき」という表現がなされたと言える。さらに、会議後の課題についてだが、幼稚園教諭・保育士

の養成のみが連邦政府の学校組織法で規定された。このことから就学前教育機関の立法化については各州にその権限が与えられたものの、連邦教育省が教員養成の権限を保持することによって間接的に就学前教育機関に対する影響力を保持しようと考えていたことがわかる。これがオーストリアの独自性である。

4つ目は、ケルンテン州の独自性である。連邦単位で議論が行われたのは、1948年ウィーン会議など3回しかなかった。それに対して、ケルンテンでは幼稚園への財政支援、法律整備といった就学前教育制度の成立に向けた動きが早い段階から進んでいた。この要因として、幼稚園拡充を目指す社会党がケルンテン州では当時強かったことが影響している。

今後の方向性としては、3つある。1つは、幼稚園を含む就学前教育制度の整理である。本稿では、幼稚園、保育所、託児所、年齢混合施設からなる就学前教育機関について概説的な内容に触れたのみであった。オーストリア統計局が公表しているデータを通してより詳細に分析することが必要である。

2つ目は、ケルンテン州における就学前教育制度の成立過程である。本稿では、戦後から1968年幼稚園教育法成立までの期間を対象にしてきたのだが、それ以外の期間（19世紀からドイツ時代まで、1970年代以降）の分析も必要になる。

3つ目は、1950年に出版された「幼稚園の教育」の分析である。1948年ウィーン会議は、決定事項が非常に少なくそれだけで研究を進めることは、困難である。ところが、「幼稚園の教育」では様々な組織に関係する21名が幼児教育について意見を述べている。これは、連邦単位で幼稚園教育について議論された数少ない文献であるため詳細な分析が求められる。

《注》

- (1) ウィーン会議と言うと、1814年から1815年にかけて開催されたナポレオン時代後のヨーロッパ秩序について議論されたウィーン会議が世界史では知られている。本稿では、そのウィーン会議と区別するために1948年ウィーン会議と記した。
- (2) Helmut Engelbrecht, *Geschichte des österreichischen Bildungswesen Band 5 (von 1918 bis zur Gegenwart)*, (Österreichische Bundesverlag Wien, 1988).
- (3) Hanna Kuchar, Agnes Niegl, Hilde Wurst, *Das Kindergartenwesen in Kärnten* (Verlag des Kärntner Landesarchivs Klagenfurt, 1997).
- (4) Agnes Niegl, *Kindertagesheimstatistik* (Österreichische Bundesverlag Wien, 1950).
- (5) オーストリアでは、連邦政府の省庁再編が頻繁に行われている。2006年までは連邦健康・家庭・青少年省 (Bundesministerium für Gesundheit, Familie und Jugend) が就学前教育機関を管轄していた。
- (6) Statistik Austria, *Kindertagesheimstatistik 2011/12* (Wien, 2012), S. 19.
- (7) ウィーン市のホームページで就学前教育機関について書かれたサイトより。
<http://www.wien.gv.at/bildung/kindergarten> (2012年9月21日確認)
- (8) 6歳になってから最初の3月末までのことを指している。

- (9) Engelbrecht, *Geschichte des österreichischen Bildungswesen*, S. 417.
- (10) Ebd.
- (11) Ebd., S. 156.
- (12) Ebd., S. 417.
- (13) Ebd., S. 418.
- (14) Niegl, *Kindergartenerziehung*, S. 327.
- (15) Ebd.
- (16) Ebd., S. 328.
- (17) Kuchar, Niegl, Wurst, *Das Kindergartenwesen in Kärnten*, S. 63.
- (18) http://www.unserekinder.at/157_DEU_HTML.php (2012年9月21日確認)
- (19) 1945年4月25日, カール・レンナーを首班とするオーストリア臨時政府が成立した。この政府は、当初国民党, 社会党, 左派のオーストリア共産党 (KPÖ) の3党で構成されていた。しかし, 11月25日にオーストリアで実施された (連邦単位の) 国民議会・州議会選挙で共産党は大敗したため, 12月10日から共産党が政権から離れ国民党と社会党が臨時政府を担当することになった。これは, ケルンテン州も同様であった。
- (20) Kuchar, Niegl, Wurst, *Das Kindergartenwesen in Kärnten*, S. 59.
- (21) Ebd., S. 58-59.
- (22) ゲマインデは, 「基礎自治体」と翻訳され, 日本の市町村に相当する。ドイツ語圏では, ベルリン・ウィーン・チューリッヒといった州に相当する大都市も法的にはゲマインデに含まれるが, 多くのゲマインデは小規模な市町村である。ただし, 日本では基礎自治体とは呼ばないで市・町・村と呼ぶことが多いのに対し, ドイツ語圏では市・町・村よりもゲマインデと呼ばれることの方が多い。
- (23) Kuchar, Niegl, Wurst, *Das Kindergartenwesen in Kärnten*, S. 59.
- (24) Ebd., S. 59-60.
- (25) 独立連盟は, 国民党や社会党といった政党に加入することが出来なかった旧ナチスの党員, (旧ドイツ領からの) 追放ドイツ人, (東ヨーロッパからの) 帰郷者で成っていた。この政党は, 現在の極右の自由党 (FPÖ) の前身である。
- (26) Kuchar, Niegl, Wurst, *Das Kindergartenwesen in Kärnten*, S. 64.
- (27) Ebd.
- (28) 田中達也「オーストリアの教員養成 — 総合大学と教育大学との比較を中心に —」『佛教大学教育学部学会紀要』第10号, 2011年, 5-7頁。
- (29) Kuchar, Niegl, Wurst, *Das Kindergartenwesen in Kärnten*, S. 69-70.
- (30) Ebd., S. 112-113.
- (31) Ebd., S. 112.

参考文献

Götz, Jisa, Juranek, Schreiner, *Die österreichischen Schulgesetze* (Manz).

(2012年9月21日提出)